

平成31年・令和元年 港区議会定例会及び予算・決算特別委員会における質問と回答

日付	会議名	回答者	質問内容	回答内容
2月14日	第1回定例会	区長	虐待死を防ぐために児童相談所に求める機能について	子どもの命と権利を守るためには、教育現場と児童相談所との緊密な連携が不可欠です。区の設置する児童相談所では、教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの定期的な情報交換や、互いの現場に出向いて子どもや家族の相談を受けるなど、問題の早期発見に努め、迅速に対応してまいります。また、児童相談所に配置する弁護士が、いじめや虐待について直接子どもの相談を受けたり、児童心理司等による心のケアを、子ども自身が必要ときに受けられるようにすることで、子どものSOSを見逃さない体制を整備いたします。
2月14日	第1回定例会	区長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターを地域に愛される施設にする取組について	新たな施設は、多くの子育て中の親子が集う子育てひろばを設置するほか、子育て世代と地域の方々との日常的な交流が図れるよう、幅広い世代が利用できるカフェ機能を備えた多目的室も整備してまいります。また、今後も、地域の防災組織の活動の場としての活用など、幅広い世代の地域の方々により身近に感じていただけるよう施設の活用について検討してまいります。
2月14日	第1回定例会	区長	職員体制と派遣研修について	区は、昨年12月に国が示した児童虐待防止対策体制総合強化プランの新基準に対応し、現時点で、児童福祉司16名、児童心理司8名のほか、保健師、弁護士等の専門職を配置するため、職員の確保と育成に努めております。 現在、東京都や横浜市、福岡市の児童相談所に職員を派遣しておりますが、来年度は、神奈川県や静岡県にも派遣し、合計15名の派遣研修を予定しております。より多くの職員が児童相談所の現場経験を積むことで、高い専門性を有した職員による児童相談所の運営を目指してまいります。
2月15日	第1回定例会	区長	児童虐待をなくしていくための(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの役割と必要性について	本施設では、子ども家庭支援センターや母子生活支援施設が、日頃から区民の身近に寄り添うことで、児童や家庭のSOSを見逃さず、地域とともに早期に支援し、虐待を未然に防止してまいります。児童相談所では、専門性の高い職員が子どもと家庭の状況を適切に判断し、地元警察とも連携し、必要な一時保護や保護者指導を迅速に行ってまいります。複合施設が一体となった総合的な支援を行うことにより、子どもの命と人権を守る拠点の役割を果たしてまいります。
2月27日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	児童相談所の一時保護所の入所期間について	一時保護の目的は、迅速に子どもの安全を確保するとともに、子どもの状況を十分調査・診断した上で、速やかに援助方針を決定することです。一時保護は、子どもの行動を制限することとなるため、できるだけ短期間であることが望ましいと考えております。 区は、児童相談所に定員12名の少人数の一時保護所を併設し、一時保護所での生活における行動診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、児童福祉司による社会診断を迅速に行い、地域と連携した子どもと家庭への支援策を構築し、短期間で援助方針を決定していくことを目指します。 また、里親による養育環境の充実も早期の支援につながることから、今後多くの方に里親になっていただけるよう、制度の周知に努めてまいります。
2月27日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	一時保護所での一人ひとりの状況に応じた援助について	区が運営する一時保護所は、子どもたちができるだけ家庭に近い温かな環境で生活できるよう、リビングを中心に居室や浴室などを配置する設計を行っております。また、就寝時には幼児は原則2人部屋、小学生以上は個室を使用するなど、様々な背景を持った子どもたちがストレスなく安心して眠れるよう配慮しています。 さらに保育士や心理士、看護師、学習支援員等の職員が子どもと日常的に寄り添いながら、子ども自身の意見を丁寧に聴くとともに、直接意見を出しにくい場合のために意見箱を設置するなどの工夫もしながら、子どもの視点からの生活上の問題の解決に努めてまいります。
2月27日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	児童福祉司の人材育成について	医師や社会福祉士以外の職員が児童福祉司となるためには、児童福祉法に基づく児童福祉司任用資格を取得する必要があります。教員、保育士、社会福祉主事、児童指導員などの基本資格ごとに相談業務経験年数や指定講習会修了などの条件があります。 都道府県と比較しますと、基礎自治体である区では、福祉の現場を多く抱えておりますので、既に児童福祉司の基本資格を持ち、さらに相談経験を備えた職員もかなり存在しています。現時点では、平成33年の児童相談所の開設時には16人の児童福祉司が必要と見込んでおりますが、区はこうした資格を持つ職員を含めて、引き続き来年度も15名の職員を他の自治体の児童相談所に派遣し、人材育成を進めていくことを考えております。現場経験に基づく高い専門性を有した職員による児童相談所の運営を目指してまいります。

2月27日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	養育里親及び特別養子縁組に多くの方に登録してもらうための対応について	虐待や親の病気など、様々な理由で親と一緒に暮らせない子どもたちに家庭環境での養育を進めていくため、養育里親制度や特別養子縁組制度を推進していくことは、児童相談所の重要な役割です。養育里親は、おおむね18歳までの子どもを、子どもが自立するまで、あるいはもとの家庭に戻るまで里親の家庭で受け入れて育ててもらおう制度です。特別養子縁組制度は、戸籍上も実子となる制度です。 区では、これらの両方の制度をより多くの皆さんに知っていただくため、地域イベントや体験発表会、広報番組による啓発活動を実施しております。今後児童相談所設置に向けて、当事者である里親が構成する東京養育家庭の会や里親支援を行っている乳児院、NPOなども連携しまして、より効果的な制度の普及に努めてまいります。
2月27日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	警察OBや弁護士等の配置及び不当要求等に備えた研修について	区は、平成29年度から子ども家庭支援センターの虐待対応専門相談員として、警察OBを採用しております。児童相談所設置後は、警察OBに加え、児童福祉法の規定に基づき弁護士を配置いたします。現在できるだけ日常的に相談できる体制となるよう、勤務形態を検討しています。 また、不当要求を受けた場合の対応や、虐待が疑われる児童の家庭での安全確認などについては、専門研修を積極的に実施するなど地元警察とも連携しまして、児童相談所運営に当たった際の危機管理について、具体的な対応方法が身につくよう取り組んでまいります。
2月28日	予算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの役割と地域への説明について	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、子どもと家庭の総合的な支援拠点として整備する施設です。児童人口が増加し、子育て家庭の悩みも深刻化する中、港区の家庭が、楽しく生き生きと子育てができるように、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の3つの施設を整備いたしまして、体育館や面接室などの施設を共用するとともに、各施設の専門的な相談と支援機能を相互に活用することで、妊娠期から子育て期、そして子どもの自立まで、切れ目のない子どもと家庭の支援を行ってまいります。この施設には、子育て中の方が訪れるだけでなく、より多くの区民の方々に気軽に訪れていただく機会を持ち、利用者同士の交流や各種事業への参加、また時には専門相談をご利用いただく中で、子どもと家庭の問題が深刻化する前に対応していきたいと考えております。 区はこれまで区民の方々に對して、説明会の開催や広報紙の特集号の発行などを通して、施設の役割や建物の概要をお知らせしてまいりました。多くの区民の方々から、施設の完成を期待する声をいただいている一方で、整備に対する疑問など、様々なご意見をいただいております。これまでにない新たな施設の整備であることから、施設内容を十分ご理解いただいていないなどの理由により、整備に不安を感じておられる方もいらっしゃるものと考えております。今後も、学識経験者による区民向け講演会や勉強会などの実施をはじめ、広報紙やホームページでの記事の連載、また施設を紹介するためのリーフレットを作成し、広く区民に周知するなど、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの機能と必要性などを積極的にお伝えしていくことで、区民の皆様の不安を払拭し、地域の方々のご理解のもと、幅広い世代の方々に、より身近に感じていただける施設にしてまいりたいと考えております。
3月8日	予算特別委員会	区長	3つの施設を併設する(仮称)港区子ども家庭総合支援センターを区が設置する意義について	妊娠期から子どもの自立まで地域とともに切れ目なく支援し、子どもの命と権利を守っていくことができるのは、区民に最も身近な基礎自治体としての区であると考えております。児童虐待等の子どもと家庭の問題を防ぐためには、問題が重篤化する前に適切な支援を行うことが必要です。そのため、児童相談所に子ども家庭支援センターと母子生活支援施設を併設し、子どもと家庭の総合的支援拠点として各施設の専門機能を活用し合い、これまで培ってきた地域で活動する様々な方々との連携をもとに迅速できめ細かな相談支援を行ってまいります。
3月8日	予算特別委員会	区長	児童相談所の危機管理について	児童相談所は、子どもや親の意見を聴き、話し合い、信頼関係を築きながら親子の支援体制を構築することを対応の基本としております。一時保護に疑問を持つ親や子どもには一時保護の必要性を説明しますが、理解するまでに時間を要する場合もあります。新たな施設では子どもの安全を確保する観点から、不審者侵入等への予防策として施設に防犯カメラ等を設置するとともに、警備員を24時間365日配置するほか、地元警察とも緊密に情報を共有し連携して対応してまいります。
3月8日	予算特別委員会	区長	児童相談所と学校との連携強化のための体制づくりについて	子どもの命と権利を守るためには、教育現場と児童相談所との緊密な連携が不可欠です。区が設置する児童相談所では、学校の教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの定期的な情報交換を行うほか、互いの現場に向き、子どもや家族の相談を丁寧に受けてまいります。また、児童相談所と学校とが、それぞれに所属する弁護士や警察の協力のもと、攻撃的な言動や脅迫への対応に関する専門研修を合同で実施するなど、児童相談所と学校との連携を一層強化する体制を整えてまいります。
6月19日	第2回定例会	区長	児童相談所における児童福祉法等の改正への対応について	区は、法改正の内容を反映させ、児童福祉司及び児童心理司、保健師、医師、弁護士を国基準に基づき配置するほか、虐待の再発防止のための医療機関と連携した保護者支援プログラムの実施、被虐待児童の転出入自治体を含む関係機関との情報共有の強化策を検討しております。また、新たに法律に盛り込まれる子どもへの体罰防止については、関係地域の機関と協働し、いち早く啓発活動に取り組むなど、全ての子どもと権利を守る体制を整備してまいります。

6月20日	第2回定例会	区長	児童相談所における専門家常駐体制について	児童相談所では、虐待通告を受理した際には、初動態勢として、警察などの地域の関係機関と連携しながら、迅速に安全確認と情報収集を行い、児童相談所長を中心に専門職が協議し、一時保護等の判断を行います。また、その後も各職員がチームを組んで、子どもと家庭の状況を丁寧に捉えながら必要な支援を行います。週末や夜間であっても児童福祉司、児童心理司については、警察や緊急医療機関と連携して対応するため、常勤として配置するほか、医師、弁護士についても、可能な限り日常的に対応できるよう体制を整備してまいります。
6月20日	第2回定例会	区長	新施設の運営経費について	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの運営に要する経費は、他自治体の類似同等施設を参考とした試算では、現時点で年間おおむね13億円余りと見込んでおります。現在、3施設それぞれの専門職等の配置計画や各施設が行う事業及び地域の関係機関の連携事業などの策定を進めております。また、今後、法改正に基づく児童相談所の更なる体制強化策なども踏まえながら、財源の内訳も含めました経費の精査を進めてまいります。
6月20日	第2回定例会	区長	社会的養護の必要性の区民への啓発について	社会的養護は、様々な理由で親と一緒に暮らせない子どもたちを、児童相談所の措置により、里親、乳児院、児童養護施設などで養育するものです。特に里親制度については、地域イベントや体験発表会、広報紙等を通じて区民への理解促進を図っているほか、現在、ケーブルテレビで放送中の区の広報番組では、里親ご本人や乳児院の職員の方から、親子としての関わりを日々大切にされている実感や、施設における乳幼児の養育の様子など、愛情に満ちたお話をお伝えしています。区は今後も、幅広く社会的養育の啓発活動に取り組んでまいります。
9月12日	第3回定例会	区長	児童虐待相談の初動体制について	現在、虐待通告への初動対応は、東京都と区がそれぞれ行っておりますが、新たな施設では、通告を受けた時点から、区の児童相談所と子ども家庭支援センターが情報を共有し、初期の段階から同時に対応を開始します。児童相談所は、48時間以内の児童の安全確認及び調査、必要に応じ警察と連携した介入、一時保護等を行い、子ども家庭支援センターは、地域ぐるみの支援を調整し、児童相談所とともに児童と家庭の面接、訪問を実施します。2つの施設が、それぞれの強みを生かしながら、初動から継続支援まで連携し、迅速、適切に対応いたします。
9月30日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	児童相談所設置後の児童虐待対応について	現在、虐待通告への初動対応は東京都と港区がそれぞれ行っておりますが、港区の児童相談所設置後は通告を受けた時点から児童相談所と子ども家庭支援センターが合同の受理会議を開催し、情報を共有して同時に対応を開始します。児童相談所は通告受理後原則48時間以内に児童の安全確認を行います。危険性が高いと児童相談所長が判断した場合には、児童福祉司等の緊急対応チームが児童を一時保護いたします。児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等の専門職が児童相談所におりますので、児童と家庭の状況を踏まえて協議し、援助方針を決定していきます。子ども家庭支援センターでは、一時保護を行う必要がない場合などの児童相談所の対応にまで至らないケースの支援策を検討いたします。児童相談所の専門的な知見も活用しながら、子ども自身の状況や心情、要望を丁寧に聞き取り、保護者の悩みや困り事を受けとめつつ支援を提案し、港区要保護児童対策地域協議会の連携により、地域ぐるみの支援を開始します。1つの建物に併設される児童相談所と子ども家庭支援センターはそれぞれの強みを発揮しながら初動から継続支援まで切れ目なく連携し、児童虐待の発生予防、そして再発予防に努めてまいります。
9月30日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	(仮称)港区子ども家庭総合支援センターでのグリーンケア等の実施について	児童は、悲しみや苦しみを抱えていても、言葉で表現できないことや、その困難を別の行動で表現することがあります。子どものためのグリーンケアは、現在区内にあるNPO団体が独自のプログラムを実施しており、区はその活動を助成しております。(仮称)港区子ども家庭総合支援センター開設後は、児童心理司や医師などの専門職員がいる児童相談所と、地域に根ざした相談支援事業を行う子ども家庭支援センターがそれぞれの特徴を生かして、こうしたNPOなどと連携し、必要に応じ医療機関とも協働しながら支援を行いたいと考えております。
9月30日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	高齢児童の里親マッチングの必要性について	里親に委託されている児童数は平成28年度末現在の厚生労働省の統計によると、委託されている児童全体のうち0歳から6歳までが約31%、およそ高校生以上の年齢である16歳以上は約21%と、里親のもとで暮らしている高齢児童が多く存在しています。様々な事情から親と暮らすことができない児童が家庭環境で生活するための里親委託は、特に愛着形成等に子どもの発達上最も重要な時期である乳幼児期を最優先にしつつも、児童の全ての年齢層にわたって必要であると考えております。里親の拡大に向けて、里親制度を広く周知していくに当たっては、乳幼児だけでなく高齢児童の需要についても機会を捉えて積極的に紹介してまいります。
9月30日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	民間と協働した里親制度の啓発について	区では、みんなと里親プロジェクトと銘打ち、里親制度をより多くの皆様にご理解いただき、里親に登録していただくよう、様々な取り組みを精力的に実施しております。これまでチラシ、ポスター、リーフレットなどの配布のほか、みなと区民まつりでの全国里親会と協働した周知活動、里親・子どもの体験談を聞く広報番組の放映、里親体験発表会、里親家族の生活場面を撮影した写真展などを実施してまいりました。区は、今後こうした啓発活動に加えまして、里親カフェなど民間の乳児院や里親支援機関などとの連携事業についても積極的に取り組み、里親制度の理解促進に努めてまいります。

9月30日	決算特別委員会	児童相談所設置準備担当課長	児童相談所における医師や弁護士への対応について	児童相談所の専門相談において、医師及び弁護士は非常に重要な役割を担っています。医師は診察等による子どもの診断、保健師への医学的指導、療育手帳の医学診断とともに、一時保護をしている子どもの健康管理なども行っています。弁護士は法的対応の手續や法的視点からの助言を行うなど、様々な重要な役割を担っています。週末や夜間につきましては、児童福祉司、児童心理司が警察や緊急医療機関と連携して対応いたしますけれども、医師、弁護士についても可能な限り緊急時にも対応できる体制を整備してまいります。
10月8日	決算特別委員会	区長	多様な幅広い層が参加できる里親認定基準を設けることについて	東京都は昨年10月に東京都里親認定基準の緩和を行い、年齢の上限要件の撤廃や、単身世帯の親族以外の同居人も補助者と認める等の改正を行いました。現在児童相談所開設予定の港区を含む6区と東京都は、里親と児童のマッチングなどについて、東京都と区が共同で実施していけるよう協議を行っております。区は、東京都が定めた里親認定基準を承継することを基本とし、更に詳細な検討を進めてまいります。
10月8日	決算特別委員会	区長	一時保護所におけるLGBTの児童への配慮について	区が設置する一時保護所では、児童福祉司や児童心理司による面接や心理検査のほか、一時保護所職員が入所時に詳細な聞き取りを行う予定です。アレルギーや食事の嗜好のほか、生活上配慮してほしい点について一人ひとりに丁寧に確認し、その後の生活においても注意深く見守りを行います。多様な性のあり方などについては、当事者団体の協力も得ながら、今後職員研修の中で知識を深めていくとともに、児童それぞれの個性を尊重できる一時保護所の運営手法を検討してまいります。
11月27日	第4回定例会	区長	児童相談所設置における親子支援プログラムの実施について	親子支援プログラムは、虐待やいじめ等によるトラウマを持つ子どもや、自身の生育歴、家族関係等に悩む保護者を対象に行う問題解決のための取り組みです。区が新たに設置する児童相談所においては、専門の医師や児童心理司が、保護者や子どもに対し、数カ月から一年以上かけて、個別面接やコミュニケーションの学習等を繰り返し行うことで、虐待の再発防止や親子関係の修復を目指してまいります。
11月27日	第4回定例会	区長	児童相談所の職員確保と育成について	区は、東京都、福岡市などの児童相談所に職員を派遣し、児童福祉司、児童心理司等を育成しております。現在、児童相談所長と児童福祉司・児童心理司スーパーバイザーの採用選考を行うなど、職員の確保は着実に進んでおります。区は、国の配置基準以上の体制を目指しており、引き続き職員採用や派遣、専門職研修等に取り組んでまいります。 医師や弁護士の配置に当たっては、子どもと家庭の問題に常時対応できる体制を構築するため、医療機関や専門団体等との協議を継続してまいります。
11月27日	第4回定例会	区長	児童相談所と子ども家庭支援センター職員の異動年限について	国が定めた児童相談所運営指針では、児童心理司のスーパーバイザーは、10年程度の経験が必要であるとしています。また、特別区職員研修所の児童福祉司及び児童心理司の研修は、修了までに5年程度を要するとしています。子どもと家庭の相談業務は、様々な相談に日々対応する経験と、職にふさわしい専門研修を積み重ねることで高い専門性が育成されるものと考えております。区民が安心して、高い専門性を備えた職員に相談ができるようになるためには、一定の勤務年数が必要と考えることから、今後、適正な異動年限を検討してまいります。